

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年11月24日（木曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前10時22分 散会

## 付託事件

### (1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- |                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| ① 水戸市職員の定年等に関することについて             | (人事課)      |
| ② 財産の取得に関することについて（水戸市民会館スチール家具）   | (新市民会館整備課) |
| ③ 財産の取得に関することについて（水戸市民会館ピアノ（その1）） | (新市民会館整備課) |
| ④ 財産の取得に関することについて（水戸市民会館ピアノ（その2）） | (新市民会館整備課) |
| ⑤ 新斎場建設工事について                     | (衛生事業課)    |
| ⑥ 新斎場建設電気設備工事について                 | (衛生事業課)    |
| ⑦ 新斎場建設機械設備（空調）工事について             | (衛生事業課)    |
| ⑧ 新斎場建設火葬炉4基設備工事について              | (衛生事業課)    |

## 2 出席委員（6名）

委員 長	高 倉 富 士 男 君	副 委 員 長	佐 藤 昭 雄 君
委 員	田 中 真 己 君	委 員	大 津 亮 一 君
委 員	栗 原 文 隆 君	委 員	福 島 辰 三 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘 書 課 長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君
デジタル イノベーション 課 長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君
総 務 部 長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	人 事 課 長	安 里 裕 行 君

財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	島田祐輔君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項8件につきましては、いずれも第4回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、(1)の水戸市職員の定年等に関することについて、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 水戸市職員の定年等に関することについて、人事課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、国家公務員の定年引上げを踏まえた地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)としまして、表のとおり令和5年度以降、定年年齢を2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とし、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるものでございます。

次に、(2)管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制については、組織の新陳代謝を計画的に行い、組織の活力を維持し、公務能率の維持・推進を図ることを目的に、新たに導入するものです。

具体的には、保健所長等の医療職を除き、管理監督職勤務上限年齢制を60歳と規定し、管理職手当が支給となる職員が60歳に達した場合には、60歳に達した翌年の4月1日までに管理監督職以外の職に降任等を行うこととするものです。

(3)定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度についてですが、定年年齢を65歳まで引き上げる一方で、60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、60歳に達した日以後に退職した職員について、定年退職に相当する日までの間、短時間勤務の職に任用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するものです。

また、現行の再任用制度は廃止するものの、年金支給開始年齢となる65歳までの継続的な勤務を可能とするため、定年の段階的な引上げ期間中は経過措置として、現行の再任用制度と同様の制度を暫定再任用制度として措置するものです。

(4)60歳を超える職員の給与に関する措置についてですが、国に準じ、従来の定年である60歳を超えた職員の給料月額は当分の間、職員が60歳に達した以後の最初の4月1日以後、60歳時の給料月額の7割の水準とするものです。

(5)高齢層職員の昇級抑制措置及び行政職給料表の号給増設につきましては、定年引上げにあわせ、国と同様に55歳、医療職については57歳を超える職員の昇給について、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うこととするほか、高齢層職員の昇給機会確保のため、行政職給料表の4級に4号給を増設するものです。

次に、2ページを御覧願います。

(6) 情報提供・意思確認制度につきましては、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度、具体的には59歳の年度に、60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容その他必要な情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとなっております。

(7) 関係条例の改正等としまして、定年引上げ等に関する地方公務員法の改正に伴う用語の整理その他所要の整備をするため、資料記載の条例改正等を行うものでございます。

3、施行期日につきましては、令和5年4月1日となります。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

(1) 令和5年4月1日までに情報提供及び勤務の意思の確認を行う職員の年齢を60歳とする規定については公布の日から、(2) 高齢層職員の昇給抑制及び給料表の号給の増設に係る規定については、令和5年度の人事評価結果を令和6年4月1日の昇給に反映することに合わせ、施行日を令和6年4月1日とするものです。

3ページ以降は新旧対照表となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、(2)の財産の取得に関することについて（水戸市民会館スチール家具）について、執行部から説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

**○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長** 続きまして、財産の取得に関することについて、提出いたしました資料にて御説明いたします。

本件につきましては、水戸市民会館スチール家具として、次のように取得するものでございます。

1、動産の表示は、水戸市民会館スチール家具一式でございます。

まず、(1)の椅子82脚でございますが、内訳といたしましては、1階の総合案内用として4脚、チケット売場用として2脚、楽屋用として76脚、合計82脚でございます。

(2)の会議椅子967脚につきましては、会議室などに配置する積み重ねができるタイプの椅子でございます。

(3)の会議椅子用台車14台につきましては、(2)の椅子を積み重ねて収納するための台車でございます。

(4)の折り畳み椅子6脚につきましては、照明や音響の調整室などに配置するものでございます。

2の取得価格は、1,716万円。

3の契約の相手方は、水戸市千波町209番地、株式会社家具インテリアアサノ、代表取締役、浅野力でございます。

添付資料といたしまして、仕様書3ページから4ページ、入札調書を5ページに掲載いたしましたので、御参照ください。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、(3)の財産の取得に関することについて（水戸市民会館ピアノ（その1））についてでございますが、(4)の財産の取得に関することについて（水戸市民会館ピアノ（その2））につきましても関連がございますので、これらの案件について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、執行部から2点まとめて説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、財産の取得に関することについて、提出いたしました資料にて御説明いたします。

本件の水戸市民会館ピアノにつきましては、大ホールをはじめとする諸室の機能を最大限に発揮するため、水戸芸術館の音楽部門などからの助言を受けて、水戸市民会館に適する機種や数量について仕様を定め、次により取得するものでございます。

1の水戸市民会館ピアノ（その1）につきましては、(1)動産の表示にございます、アのフルコンサートグランドピアノ2台は、多くのピアニストに支持されているスタインウェイ&サンズ社の代表機種であるD-274を指定品とさせていただきます。このピアノは地下1階のピアノ庫に保管し、大ホール等各ホールでのコンサート本番に使用するものでございます。

イのピアノカバーが3枚。これはD-274専用のピアノカバーでございます。昭和47年製の旧市民会館のD-274の老朽化したピアノカバーの分も含めて購入するものでございます。

ウのピアノ椅子が3脚。

エのグランドピアノ運搬車が3台。これはピアノ庫から各ホールに運搬する際に使用するものです。

オのインシュレーターが3組。これはピアノ庫で保管する際に、ピアノのキャスターの下に敷く固定用の器材でございます。

(2)の取得価格は、7,115万2,620円。

(3)契約の相手方は、水戸市東原2丁目6番5号、株式会社平山ピアノ社、代表取締役、平山桜子でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を3ページに、入札調書を5ページに掲載いたしましたので、御参照ください。

1ページにお戻りください。

2の水戸市民会館ピアノ（その2）につきましては、(1)動産の表示にございます、アのフルコンサートグランドピアノ1台は、国産のピアノとして高く評価されているヤマハの代表機種であるCFXを指定品とさせていただきます。先ほど、ピアノ（その1）で御説明いたしましたスタインウェイ&サンズ社のD-274と同様、地下1階のピアノ庫に保管し、大ホール等各ホールでのコンサート本番に使用するものでございます。

イのグランドピアノは、ヤマハのC3X *espressivo*という機種を指定品とさせていただきます。こちらは2階の音楽室に設置し、一般の方の練習などの使用を想定し、1台購入するものでございます。

ウのアップライトピアノ1台は、ヤマハのYUS5という機種を指定品とさせていただきます。これは1階の楽屋に設置し、本番直前の練習などに使用するものでございます。

エのピアノカバーが3枚。これはアからウの3台のピアノ用でございます。

オのピアノ椅子が3脚。

カのピアノ補助ペダルが2台。これは背の小さな子どもがペダルを踏むために使用する器具でございます。ピアノの発表会やコンクールなどでの使用を想定しております。

キのインシュレーターが3組。これはそれぞれのピアノの固定用の器材でございます。

(2)の取得価格は、2,631万6,367円。

(3)の契約の相手方は、水戸市泉町2丁目3番4号、株式会社川又楽器店、代表取締役、亀田龍太郎でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を7ページから8ページに、入札調書を9ページに掲載いたしましたので御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高倉委員長 次に、(5)の新斎場建設工事について、執行部から説明を願います。

黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 それでは、新斎場建設工事について、提出資料に基づき説明をいたします。

1の工事名は、新斎場建設工事。

2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要につきましては、新斎場が鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り、地上2階建て、建築面積4,126.44平方メートル、延べ面積は4,171.08平方メートル。

ごみ置場が鉄筋コンクリート造り、地上1階建て、建築面積、延べ面積共に9.8平方メートル。建築工事1式でございます。

4の契約金額につきましては、19億2,720万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、株木・菅原・雲井・田口建特定建設工事共同企業体であり、代表者は、水戸市吉沢町311番1,株木建設株式会社、代表取締役、株木康吉でございます。

構成員は代表者のほか、水戸市白梅1丁目2番33号、菅原建設株式会社、代表取締役、下田德行、水戸市小泉町267番地1,株式会社雲井工務店、代表取締役、雲井万貴子、水戸市城南3丁目12番6号、田口建設工業株式会社、代表取締役、田口恵一郎でございます。

構成員の出資比率については、代表者が45%、構成員2が25%、構成員3、4が15%となっております。

6の添付資料につきましては、3ページ以降に位置図、配置図、平面図、立面図、完成予想図、一般競争入札調書を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、(6)の新斎場建設電気設備工事について、執行部から説明を願います。

黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、新斎場建設電気設備工事について、提出資料に基づき

説明いたします。

1の工事名は、新斎場建設電気設備工事。

2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要につきましては、新斎場建設工事に係る電気設備工事1式でございます。

4の契約金額につきましては、2億3,952万5,000円でございます。

5の契約の相手方につきましては、泰明・江沼・入江特定建設工事共同企業体であり、代表者は、水戸市酒門町5039番地の2、泰明電設株式会社、代表取締役、海老澤健でございます。構成員は代表者のほか、水戸市自由が丘4番11号、江沼電機工業株式会社、代表取締役、江沼豊、水戸市大工町2丁目3番地23号、株式会社入江電機工業所、代表取締役、入江元でございます。

構成員出資比率につきましては、代表者が60%、構成員2、3が20%となっております。

6の添付資料につきましては、3ページ以降に位置図、配置図、平面図、立面図、完成予想図、一般競争入札調書を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、(7)の新斎場建設機械設備（空調）工事について、執行部から説明を願います。

黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、新斎場建設機械設備（空調）工事について、提出資料に基づき説明いたします。

1の工事名は、新斎場建設機械設備（空調）工事。

2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要につきましては、新斎場建設工事に係る機械設備（空調）工事1式でございます。

4の契約金額につきましては、2億7,940万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、暁飯島・高橋・丸大特定建設工事共同企業体であり、代表者は水戸市千波町2770番地の5、暁飯島工業株式会社、代表取締役、植田俊二でございます。構成員は代表者のほか、水戸市大串町952番地4、高橋商事株式会社、代表取締役、高橋正光、水戸市酒門町4456番地の5、丸大燃工株式会社、代表取締役、大曾根庸介でございます。

構成員の出資比率につきましては、代表者が50%、構成員2が30%、構成員3が20%となっております。

6の添付資料につきましては、3ページ以降に位置図、配置図、平面図、立面図、完成予想図、一般競争入札調書を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、(8)の新斎場建設火葬炉4基設備工事について、執行部から説明を願います。

黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、新斎場建設火葬炉4基設備工事について、提出資料に基づき説明いたします。

1の工事名は、新斎場建設火葬炉設備工事。

2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要につきましては、新斎場建設工事に係る火葬炉設備工事でございます。

4の契約金額につきましては、2億1,967万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、新潟県新潟市北区島見町3307番地16、富士建設工業株式会社、代表取締役、鳴海利彦でございます。

なお、契約の相手方につきましては、令和元年度に実施しました公募型プロポーザルで選定した整備予定者との随意契約としております。

6の添付資料につきましては、2ページ以降に位置図、配置図、平面図、立面図、完成予想図、見積調書を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上となります。

○高倉委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了しました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願いたいと思いますが、(2)、(3)、(4)の新市民会館に関する案件並びに(5)、(6)、(7)、(8)の新斎場に関する案件については、この後開催の特別委員会でもそれぞれ説明をいただくことになっておりますので、資料請求がある場合には特別委員会のほうでお願いいたします。

それでは、資料請求がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 人事課の定年等に関することについてですが、可能ならばという前提で、年度ごとに引き上げると思うんですが、それに対応する職員数、影響を受ける職員数はどれくらいいるのかということと、それから資料の(2)、(3)に……まあ同じことですかね、人数が分かれば大体概略も分かるのかなというふうに思うので。それだけです、もし可能ならば。

○高倉委員長 執行部のほうで、ただいまの年度ごとの職員数の影響について、資料を出せますか。

じゃ、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、ただいま請求がございました資料につきまして、委員会として執行部に対して提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認めます。

それでは、執行部のほうで資料の御用意をお願いいたします。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時22分 散会